

警備業暴力団排除に関する誓約（個人申請者用）

- 警備業法では、
- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団の構成員をいう。）
 - ②暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ③過去10年以内に警備業の要件に関する規則第2条に定める暴力的不法行為等を行ったことがあり、強いぐ犯性が認められる者
- （以下「暴力団員等」という。）は、警備業者になることはできないとされています。具体的には、次の事項に該当してはいけません。
- 1 暴力団員等である（警備業法第3条第4号）。
 - 2 暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を受けた者である（警備業法第3条第5号）。
 - 3 暴力団又は暴力団員等から自己又は他人の名義で多額の出資や融資を受けている（警備業法第3条第11号）。
 - 4 暴力団又は暴力団員等と多額の取引関係により事業活動に支配的な影響を受けている（警備業法第3条第11号）。
 - 5 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員等と友人や愛人関係等の密接な関係を有する者がいる（警備業法第3条第11号）。
 - 6 暴力団又は暴力団員等に対して、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益の供与を行っていることにより、事業活動に支配的な影響力を受けている。（警備業法第3条第11号）
 - 7 暴力団又は暴力団員と売買、請負、委任その他の多額の有償契約を結んでいるという事実から、事業活動に支配的な影響力を受けている（警備業法第3条第11号）。
- これら1～7の事項を秘して、虚偽の誓約書を作成し申請書等に添付して公安委員会に提出した場合は、警備業法上罰則の適用があり、検挙されることがあります。
- 認定を受けた後でも、1～7の事項に該当した場合は、認定が取り消されます。
- 暴力団員や暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を受けた者は、警備員にもなれません（警備業法第14条）。

以上の内容の趣旨を十分に理解しました。上記の1から8のいずれの事項にも該当しません。

年 月 日

氏名